外務省組織規則の一部を改正する省令

外務省組織規則（平成十三年外務省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
第九節　国際協力局（専門機関室及び企画官）	**第九節**　国際協力局（専門機関室及び国際保健政策室並びに企画官）
第四十一条　地球規模課題総括課に、専門機関室及び企画官一人を置く。	**第四十一条**　地球規模課題総括課に、専門機関室及び国際保健政策室並びに企画官一人を置く。
2・3　［略］	2・3　［同上］
［削る］	4　国際保健政策室は、次に掲げる事務をつかさどる。 一　経済及び経済協力の分野における国際連合の活動に係る外交政策に関する事務のうち保健に関すること（他局及び他課の所掌に属するものを除く。） 二　社会の分野に係る事項及び経済の分野に属する問題であって、人類共通の福祉のため、国際社会が共同して取り組む必要があるものに係る事項に係る総合的な外交政策に関する事務のうち保健に関すること。 三　国際連合憲章第五十七条に規定する専門機関その他の国際機関の活動に係る外交政策に関する事務のうち保健に関すること。 四　前号に掲げるもののほか、次に掲げる事項に係る外交政策に関する事務のうち保健に関すること。 イ　社会の分野に係る事項（人権、人道、薬物、国際的な組織犯罪、地球環境及び人道支援を除く。） ロ　経済の分野に属する問題であって、人類共通の福祉のため、国際社会が共同で取り組む必要があるものに係る事項（地球環境を除く。） 五　外務省の所掌に係る経済協力に関する分野別の計画の作成に関する事務のうち保健に関すること。 六　経済協力に関する国際機関等（地域別のものを除く。）に関する事務のうち外務省の所掌に係るものに関する事務のうち保健に関すること。 七　第一号から第四号までに規定する事項に関し、日本国政府を代表して行う外国政府との交渉及び協力に関すること（他局及び他課の所掌に属するものを除く。）。 八　第一号から第四号までに規定する事項に関し、日本国政府を代表して行う国際機関等への参加及び国際機関等との協力に関すること（他局及び他課の所掌に属するものを除く。）。 九　第一号から第四号までに規定する事項及び経済協力に関する国際機関等（地域別のものを除く。）のうち保健に関するものに関する条約その他の国際約束の締結の準備及びその実施に関すること（他局及び他課の所掌に属するものを除く。）。
［削る］	5　国際保健政策室に、室長を置く。
4　［略］	6　［同上］
第四十二条　削除	**第四十二条**　地球環境課に、企画官一人を置く。 2　企画官は、命を受けて、地球環境課の所掌事務のうち重要事項についての企画及び立案に参画する。
［削る］	

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この省令は、令和四年九月二十六日から施行する。